

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2492号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

住民との情報共有がまちづくりの基本と考え、情報公開条例やまちづくり基本条例を制定し、地域社会の新しい姿を模索してきたのが北海道ニセコ町である。現地にはそのまちづくりを学ぼうと、自治体関係者やインターンシップの学生が数多く訪れている。

まちづくりを牽引するニセコ町役場の外観は、お世辞にも立派とはいえないが、最近、その向かい側に洒落た図書館が誕生した。施設の正式名称は「ニセコ町学習交流センター」という。旧郵便局舎を町で取得し、1億6千万円かけて増改築し、施設の再利用を図った。住民を含めた検討委員会で協議を重ねた結果、町民センターから移した図書室を中心とする図書館機能と、情報公開に対応した公文書の保管、開示場所を主要内容とすること



玉入れ

し、施設の愛称も、ブックで遊ぼうと「あそぶつく」に決まった。この施設の運営に当たっているのはボランティア・グループ「あそぶつくの会」だ。お母さん達7人で作った読み聞かせの「お話の会」のメンバーが母体となっている。検討委員会

## あそぶつく

法政大学教授 岡崎 昌之

は様々な議論があったが、町と密接な協働関係を保ちながら、67名からなるボランティア・グループが、選書や札幌の道立図書館との連携、イベント企画など、多様な業務をこなしている。運営経費は町が委託料として支払い、カウンター業務など負担の多い一部

会員には謝金が支払われる。地域の図書館は行政や専門家がきちんと運営すべきだという意見もある。しかし日中の利用者は母親や子どもが中心、また町民サロンとしての住民交流の場という機能を考えれば、ボランティアによる親しみやすい対応のほうがニセコ町には合っている。

地域における住民サービスを担うのは行政のみではない。ボランティアが図書館活動を通して、子どもとともにニセコ町の将来を考える。従来の地区の枠を超えて、女性や若者、子どもたちが町内外で交流する。こつした地域社会を巡る新しい活動や仕組みが、新たな公共空間を創出し、これからのコミュニティ・ガバナンスの原点となるであろう。多様で豊富なコミュニティ・ガバナンスのあり方が、今後の自治体のあり方を変えていく。

目次

活活活政情随情

動動動策報報想報

国庫補助負担金改革案を小泉内閣総理大臣に提出	地方六団体	(2)
山本会長が補助金改革案で意見	自民党総務部会・地方税財政改革PT合同会議	(5)
国庫補助負担金等に関する改革案	地方六団体	(7)
増加数、増加率とも過去最低	住民基本台帳人口(平成16年3月31日)	(20)
カプセルNOW&NEW		(23)
都道府県別市町村数(平成16年9月1日現在)		(24)
就任14年を振り返って	滋賀県町村会長・中主町長 田中政之	(25)
政策レーダー		(26)

## 地方六団体



8月24日、小泉内閣総理大臣に国庫補助負担金改革案を提出する地方六団体会長。  
右から梶原全国知事会会長、山出全国市長会会長、山本全国町村会長、上田全国都道府県議会議長会会長、片山全国市議会議長会会長、中川全国町村議会議長会会長。

# 国庫補助負担金改革案を 小泉内閣総理大臣に提出

全国町村会をはじめ、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の地方六団体は、8月19日、政府より提案を求められていた「国庫補助負担金等に関する改革案」をとりまとめ、8月24日小泉純一郎内閣総理大臣に提出した。

提出を受けた小泉総理大臣は、地方六団体が求めている国と地方との協議機関を設置すること、改革を真摯に受けとめ政府として誠実に対応することを明言した。また当日は、改革案を麻生太郎総務大臣にも提出し、大臣からは総務省としても改革案を支援していく意向が示された。

さらに夕刻には、地方六団体会長がそろって政府の「経済財政諮問会議」に出席し、改革案の内容やとりまとめの経緯について説明した。説明に立った梶原拓全国知事会会長（岐阜県知事）は、「投げられたボールをきちんと受け止め投げ返した。今後の政府の健闘を祈る。」と述べ、実現に向けた政府の取組に対する期待を示した。

翌8月25日地方六団体代表は、谷垣禎一財務大臣、竹中平蔵金融・経済財政政策担当大臣、久間章生自由民主党幹事長代理、片山虎之助自由民主党地方税財政改革プロジェクトチーム座長と相次いで会談した。また、午後には、「自由民主党総務部会・地方税財政改革プロジェクトチーム合同会議」、「公明党地方分権・三位一体改革推進委員会」に出席し、改革案の説明と実現に向けた与党の協力を要請した。

三位一体改革に対する政府側の今後の対応について、竹中平蔵経済財政政策担当大臣は、24日の諮問会議後の記者会見の中で、基本的な枠組みの議論を経済財政諮問会議で行い、具体案については、今後発足する「協議機関」において行うことになるだろうと述べた。この協議機関については、具体的な内容は未定だが、官房長官を中心に、総務・財務両大臣、地方六団体（または執行三団体）を常任メンバーとして9月14日に初会合を開催する予定となっている。

一方、削減対象に挙げられた補助金を所管する各府省や関係国会議員等の抵抗は必至とされ、今後年末までの予算編成は波乱含みの展開が予想される。

活 動

麻生総務大臣



谷垣財務大臣



竹中金融・経済財政政策担当大臣



片山自民党PT座長



改革案とりまとめの概要

1、改革案提出の背景

今回地方六団体が提出した改革案は、政府が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に基づいたもの。この中で政府は、平成18年度までに3兆円規模の税源移譲と国庫補助負担金の廃止を明記し、改革の具体案を地方団体から提案するよう求めていた。

2、改革案提示の前提条件

改革案は冒頭で、「提示するに当たっての前提条件」として次の2項目を挙げている。  
(1) 国と地方の協議機関の設置  
政府は三位一体改革の全体像を今秋にも示すこととしているが、地方の意見が確実に反映されることを担保するため、国と地方六団体等との協議機関の設置を挙げている。  
(2) 具体的な前提条件  
さらに具体的な前提条件として次の7項目を挙げている。  
税源移譲との一体的実施  
確実な税源移譲

地方交付税による確実な財政措置  
施設整備事業に対する財政措置  
負担転嫁の排除  
新たな類似補助金の創設禁止  
地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

3、国から地方への税源移譲  
改革案はまず、国から地方への税源移譲について全体像として8兆円程度としている。このうち平成18年度までを「第1期改革」とし、所得税から住民税へ3兆円程度としている。

また、平成19、21年度までを「第2期改革」として、消費税5%のうちの地方消費税分を1%から2.5%に引き上げることにより、3.6兆円程度移譲するとしている。

さらに、第1期及び2期を通じて改革として、揮発油税の一部の地方譲与税化により1.4兆円程度を譲与対象に挙げている。

4、国庫補助負担金の見直し  
(1) 補助金等の削減額は9兆円  
国庫補助負担金の廃止については、全体で9兆円程度を廃止し、見合っ額を税源移譲すべきとしている。このうち、政府が求めている

活 動



久間自民党幹事長代理



六団体会長による記者会見



る平成18年度分までを「第1期改革」とし、16年度削減分1兆円のほか、17、18年度で3兆円程度の削減を実施すべきであるとしている。また、19年度、21年度分までを「第2期改革」とし、3・6兆円程度の削減を掲げている。さらに、「1期及び2期を通じた改革」として、道路目的税を財源とした地方道路整備臨時交付金と国庫補助負担金を3兆円とは別枠扱いとした上で、1・4兆円程度廃止すべきとしている。

(2) 移譲対象補助金の内訳  
移譲対象とされた国庫補助負担

金の内訳は、経常的な国庫補助負担金が1・2兆円、施設整備に関するものが、0・6兆円、公共事業など投資的なものが、0・6兆円となっている。

そして、焦点となっていた「義務教育費国庫負担金」等については、中学校教職員分約8500億円分が、第1期改革における削減対象となった。この義務教育費の取り扱いについては、8月19、20日に開催された全国知事会議において議論のとりまとめが難航した。

そして、最終的に7人の知事が

反対の意向を示したものの採決を経て決着した。

5、地方交付税の見直し

地方交付税については、第1期、第2期を通じ、税源移譲に際し、税源偏在から生じる格差を是正するための財源保障と財源調整機能を充実強化すること、景気対策など既発の地方債の元利償還に対する交付税措置の確実な履行、投資から経常への需要構造の変化に対応した地方財政計画の見直し、などを行うとしている。

6、付記意見

今回の知事会議では、改革案の賛否を問う様々な意見が出されたことから、急速改革案の巻末に「付記意見」として、各知事のコメントを収録することとなった。

7、地方六団体会長共同声明と合意事項

改革案が最終的にまとまった8月19日、地方六団体の各会長は共同声明を発表した。

さらに、8月24日には、国庫補助負担金の一般財源化にあたり市町村の追加負担や増加となることはいしなないとする、全国知事会、全国市長会、全国町村会の各会長間の合意事項を明らかにした。

## 活 動

## 自民党総務部会・地方税財政改革PT合同会議

## 山本会長が補助金改革案で意見



山本全国町村会長が意見を述べている様子

小泉総理に改革案を提出した翌日の8月25日、自由民主党の「総務部会・地方税財政改革プロジェクトチーム合同会議」は、東京・永田町の自民党本部で会合を開き、地方六団体の代表から改革案について説明を受けた。

会議では、まず梶原拓全国知事会長（岐阜県知事）が、改革案の概要について説明、その後、出席した議員との意見交換が行われた。本会からは、山本文男会長（福岡県添田町長）が出席し、町村長の立場から意見を述べた。

意見交換における山本会長の発言要旨は次の通り。

## 出席議員

三位一体の行き着く先は行財政改革だ。国家公務員の数も多いが地方公務員の数も多い。合併して職員数が大幅に増えるところもある。

今回の改革による税源移譲が地方公務員の給与に使われるのではないかと危惧している。地方自治体の更なる努力をお願いしたい。

## 出席議員

義務教育については憲法上からも国がその責任を担う必要がある。最後の段階で数字合わせのために含まれたのではないか。

六団体の案では最終的に国は基準だけを示すだけで、責任を負え

ないのではないか。

将来の教育の展望がひらかれていない段階で出すのは拙速ではないかと危惧する。

## 山本会長

財政再建と補助金の削減について 今回の改革は節減のインパクトになる。現状のまま節約しろと言われてもとてもできるものではない。

自分の町では今年20名の職員を削減した。町長に就任した時には300名くらいいたが、今は161名だ。ずっと削減してきた。平成16年度の交付税の削減は予告もなく予算編成の直前に行われた。交付税が減った分、財源対策債は増

やしてくれなかったが、それも削減された。

平成16年度は、町村にとって大きな試練の年になった。今年を耐えれば来年度は耐えられるのではないかと思う。しかし、そのためには3兆円の補助金削減に見合った税源移譲が必須だ。そうでなければ、自立していこうという気持ちがない。3兆円の税源移譲は、町村にとっては少ないかもしれないが、大きなきっかけを作ることになると思う。

## 公共事業について

公共事業については、今の制度では競争の原理が働いてしまう。隣の町が造ったから自分の町も造ろうということになる。その結果、後であれも要らない、これも要らないということになる。

自分の町では、これまで公民館で葬儀はやらせなかった。それを今年から葬儀をできるようにした。すると、町民の皆さんからは、民間の葬祭場よりも安く、駐車場も完備されているなどと歓迎された。今まで公民館で葬儀をすることなど考えもしなかったが、財政が厳しくなるとたくさんある公民館の使い方を考えるようになった。

今の制度のように、申請をして許可をもらうやり方では、競争さ

活 動

公明党とのヒアリングで意見を述べる山本会長



一人一人の住民が意見を出し、それが学校教育の中で活かされるようにすることが、これからの教育のあり方ではないかと思う。

義務教育費を移すのは、単にお金を移すのではない。財源の移し替えだけならやらない方がいい。

補助金や負担金を移すならシステムも移さなければ何もならない。今回の移譲ではシステムを変えて地方が関与できるようにすることこそが大事だ。

また、中高一貫教育が言われているが、全体像がないまま一部で試してみるというのでは、教育の一貫性がなくなる。やるなら、全国一斉にやらなければならない。中学校分を移せと言うのにはそういう意味もある。

社会保障費について  
社会保障費については手を着けないということにしたが、その理由は社会保障費が毎年上昇しているからだ。

例えば介護保険は3兆円でスタートしたが、いまは5兆円だ。医療は31兆円だ。住民の適正な負担のもとで給付ができるようにすることが大事であり、議論が未熟なため今回は手を着けなかった。

また、生活保護費を地方で面倒をみるということになると混乱が生じると思う。そのため、生活保

護についても移すということも考えていない。

■出席議員

社会保障費に手を着けないということだが、これから金額が大きくなるものには手を着けなかったということだ。どこをやったかという子供だ。義務教育費もそうだが、社会保障費の中でも児童保護費等補助金や児童福祉事業対策等補助金など子供が狙い撃ちだ。参議院選では年金問題で苦労したが根底にあるのは少子化問題だ。少子化社会をどうやって担うかというのがこれからの最大の問題であるのに、地方がそこから逃げるような姿勢を打ち出してしまったのは非常に残念だ。子供を捨てて大人につくというふうなやり方は問題だ。

■地方六団体(市議会議長会代表)

子供を対象という話だが、我々はそのような意図があつての削減案ではない。我々が長年望んだ地方分権が進んでいることを真摯に受けとめ、きちんとした形でこたえなければならぬということだ。議論してきた。削減のための税源移譲であり、党や政府の税制調査会でも議論してもらいたい。血のじむような努力をして六団体でまとめたものであることをご理解頂き

たい。

■片山虎之助PT座長

今日はこれで打ち切りにするが、今後、政府や党内で議論をする。党と地方もこれから定期的に議論をしよう。補助金を切るということとは、事業を止めるということではない。一般財源を与えて自由によつてもらおう。子供が好きなところは今以上にどんどんやってもらおう。今は国が補助金を出す以上のは地方はやれない。自由にした方がずっとやる。

義務教育も国が責任を持つべきだと自分も思う。しかしそれは、法律できちんと担保すればいい。そのことと人件費を半分持つかどうかということは、話が別だ。大いに教育論をやるべきだ。その上で、財源のあり方も議論すればいい。今後ともこのPTをやつていくのでよろしく願いたい。

公明党 地方分権・三位一体改革推進委員会でも意見陳述

このほか25日には、公明党の「地方分権・三位一体改革推進委員会」(委員長・北側一雄政務調査会長)も開かれ、本会から山本文男会長ほか地方六団体の代表が出席し、改革案の説明と実現に向けた協力を要請した。

せるようなやり方になってしまふ。これは、地方だけが悪いのではなく、国も悪い。このようなやり方を変えるためにも、公共事業は地方に移した方がよい。自分の選択でやることのできるもので、むしろ公共事業の経費は下がっていくのではないかと思う。

義務教育について

いま、学校教育はみんなが意見を出し合つて考えていくことが大事ではないかと思う。今は、我々町村長が教育委員会に向かって何かものが言える制度になつていない。文部科学省が決めてきた円筒の中で県に下ろしてきたものをそのまま市町村に下ろしていく。そこには円筒の中の議論しかない。それでは立派な教育をすることはできない。

活 動

# 国庫補助負担金等に関する改革案

## 「地方分権推進のための『三位一体の改革』」

はじめに

本来「三位一体の改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」である。地方公共団体の自己決定、自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様な地域づくりを行い国民が豊かさやゆとりを実感できる生活を実現することができるよう財政面の自立度を高めるための改革である。

しかし、改革の初年度である平成16年度は、国の財政再建のみを先行させた地方分権改革には程遠い内容であり、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となった。

こうした中、平成16年6月4日「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、政府から「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を行う前提として、地方公共団体が国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめることを要請された。

地方六団体は、今回、国と地方公共団体との信頼関係を確保するための一定条件を前提に、平成17、18年度における3兆円規模の税源移譲に見合う国庫補助負担金廃止の具体案を取りまとめ、提示することとし

た。同時に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、移譲対象とすべき国庫補助負担金のリストのみを提示するのではなく、税源移譲や地方交付税のあり方、国庫補助負担金改革と車の両輪とも呼べる国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む、幅広い提案を行うものである。

政府においては、この提案を真摯に受け止め、改革の全体像を速やかに提示して平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も引き続き、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう、強く求める。

平成16年8月24日

### 1 改革案を提示するに当たっての前提条件

#### (1) 国と地方の協議機関の設置

「三位一体の改革」が、真に地方の自主・自立につながる改革となるよう、地方六団体としては、昨年秋季に全国市長会が「税源移譲と国庫補助

負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」を、全国知事会が「三位一体の改革に関する提言」をそれぞれ公表し、廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金のリストを含む具体的な提案を行ったところである。

しかしながら、平成16年度の改革では、我々地方の意見が取り入れられることなく、税源移譲が先送りされたまま、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減のみが行われ、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となった。

こうした経緯を踏まえ、今後政府が示す「三位一体の改革の全体像」等に地方の意見が確実に反映されることを担保するため、国と地方六団体等との協議機関を設け、地方の自主・自立につながる改革の具体策について誠実に協議を行うことを、この改革の前提条件とする。

#### (2) 具体的な前提条件

「三位一体の改革」を真の地方分権改革として推進し、国と地方の信頼関係を確保するため、相互に誠意をもって協議を尽くし、地方公共団体の総意として求めている次の各事項が確実に実行されることを前提条件として、この改革案を提示する。

##### 税源移譲との一体的実施

国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的に同時に実施することとし、その方針及び具体的内容を明示すること。

##### 確実な税源移譲

提案した国庫補助負担金の廃止により、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

地方交付税による確実な財政措置

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

このため、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、地方財政全体としても、個別の地方公共団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

また、改革を行っている間は、昨年のような不合理な地方交付税等の地方一般財源の削減をしないこと。

##### 施設整備事業に対する財政措置

##### 廃棄物処理施設、公立学校施設

社会福祉施設、公営住宅等は、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設であり、また、個別の地方公共団体にとっては、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の措置を講じること。

また、廃棄物処理施設整備事業、市街地再開発事業など、事業の完了に相当の期間を要するもので、既に

着手しているものについては、円滑な事業が行えるよう特別な経過的財源措置を講じること。

負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止や生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、地方交付税の削減、予算シーリングによる単なる国庫補助負担金の縮減など、「三位一体の改革」に名を借りた地方への一方的な負担転嫁は、絶対に認められないものであること。

新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金を廃止する一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等を創設することは、国庫補助負担金改革の意義を損ねるものであり、認められないものであること。

地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方交付税は地方固有の財源であるので、その総額を決めるための地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

2 「三位一体の改革」の全体像

(1) 地方分権推進のための「三位一体の改革」

「三位一体の改革」は、地方分権の理念に基づき、地方公共団体が権限と責任を大幅に拡大することによ

り、住民に身近なところで政策や税金の使途決定を行い、住民の意向に沿った行政運営を可能とする改革でなければならない。

我が国全体の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2・3となつているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては、国と地方の比率は概ね3・2となつており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が生じている。

地方が真に自主的、自立的な行政運営を行うためには、国から地方への税源移譲等を進め、この乖離をできるだけ縮小していくことが重要である。

このため、「三位一体の改革」は、政府が定める「改革と展望」の期間である、平成16年度から18年度までを「第1期改革」とし、さらに平成19年度以降を「第2期改革」として継続して取り組む必要があり、第2期までの全体像を以下のとおり示すこととする。

「三位一体の改革」の主たる課題は、国から地方への税源移譲であり、これが全体像の中心となるが、併せて税源移譲の規模に見合った国庫補助負担金の廃止についても具体的に提案を行う。また、地方交付税は、財源保障及び財源調整の両機能を堅持しながら地方行政改革の推進に資する改革を行うこととする。これらの改革を一体的に推進することにより、地方財政の自立度を高め、ひいては地方分権の一層の推進を図ることとする。

国においても「三位一体の改革」を平成18年度までをもって終了させるのではなく、平成19年度以降も改革を迅速かつ着実に実施していく必要があり、第2期改革の必要性及びその具体的な内容を早期に明らかにすべきである。

(2) 税源移譲を中心とする「三位一体の改革」の全体像

国から地方への税源移譲

地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分の実現を目指し、基幹税により国から地方に税源を移譲する。【8兆円程度】

第1期改革（平成18年度まで）

所得税から住民税へ個人住民税を10%比例税率化【3兆円程度】

第2期改革（平成19年度、21年度）

消費税5%のうち地方消費税分を1%から2・5%に引上げ【3・6兆円程度】

第1期及び第2期を通じた改革

道路目的税である揮発油税の一部（税収見込の50%）の地方譲与税化について検討する【1・4兆円程度】。

国庫補助負担金の見直し

地方分権の理念に沿って、財政面における地方の自由度を高めるため、税源移譲額に見合った国庫補助負担金を廃止する。【9兆円程度】

第1期改革（平成18年度まで）

16年度削減分【約1兆円】

17年度、18年度実施

・廃止して税源移譲することにより、地方の自由度の拡大が見込まれる地方財政法第16条関係の国庫補助

金をはじめ、税源移譲につながる国庫補助負担金を廃止【3兆円程度】

第2期改革（平成19年度、21年度）

国と地方の役割を明確にした上で、既に廃止を提言している国庫補助負担金のうち、第1期改革で廃止されなかったものを廃止【3・6兆円程度】

第1期及び第2期を通じた改革

道路目的税を財源とした地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金を3兆円の別枠として廃止を検討する。【1・4兆円程度】

地方交付税の見直し

地方交付税については、第1期改革及び第2期改革を通じ、次の視点に立つた見直しを行う。

ア 税源移譲による地方税財源の充実確保が行われた場合であっても、税源が偏在することが避けられず、地方公共団体間の財政力格差が拡大した場合、これに適切に対応できるよう、地方交付税による財源調整機能を十分に発揮させる必要がある。

また、法令等に基づき国が国民に保障した行政サービスを実施するための財源保障機能も不可欠であり、両機能を充実強化する。

イ 景気対策など国の施策の誘導に利用されてきたことが、地方が多額の赤字を抱える要因の一つになったという過去の経緯を踏まえ、地方交付税の政策誘導的な部分を縮小し、財源保障機能及び財源調整機能という地方交付税のあるべき機能を中心とする制度とする。

なお、過去の景気対策や減税等に

活 動

より発行した地方債の元利償還金に  
対する交付税措置については、確実  
に履行されるべきである。

ウ 地方財政計画の見直しについて  
は、昨年行われたような地方単独事  
業の大幅な削減といった一面的な見  
直しではなく、地方における医療・  
福祉・環境・教育等の施策の取組み  
や決算状況の実態を踏まえ、投資が  
ら経常への需要構造の変化を的確に  
地方財政計画に反映させるなど、適  
切な見直しを行う。

エ 「三位一体の改革」の推進によ  
り、地方交付税不交付団体の人口の  
割合を高める。

オ 所得税等の税源移譲に伴い地方  
交付税の原資が減少するため、別  
途、地方交付税の総額を確保するた  
めの対策を講じる必要がある。

カ 地方交付税制度を基本とする現  
行の地方財源調整制度については、  
国税と地方税との配分のあり方に關  
する抜本的な見直しの実施に合わ  
せ、総合的な改革を行うことが必要  
であり、このため、地方公共団体と  
して速やかに検討を進め、具体的  
な提言を行う。

3 平成17年度及び18年度に  
おける国庫補助負担金等の改革

(1) 移譲対象補助金の規模

国から地方への税源移譲を確実に  
行うことを前提に、政府が提示する  
「概ね3兆円規模」の税源移譲に見合  
うものとして、平成17年度及び18年  
度に、廃止して税源移譲すべき国庫

補助負担金（以下、「移譲対象補助  
金」という。）の規模は、総額で3.  
2兆円とする。

一方、税源移譲されるべき額は、  
総額で3兆円程度とする。

なお、平成16年度に行われた約1  
兆円の国庫補助負担金の削減に見合  
う税源移譲は、上記の措置とは別に  
実施すべきである。

(2) 移譲対象補助金の内容

（移譲対象補助金は、別表1のとおり）

地方財政法第16条関係の経常的  
な国庫補助金【0.6兆円程度】

地方公共団体の事務として同化・  
定着、定型化し、引き続き地方が実  
施する必要があると思われるもの  
で、国庫補助金の廃止後においても  
税源移譲により財源の確保が必要と  
なるもの

地方財政法第10条関係の経常的  
な国庫負担金（下記）及び に係る  
ものを除く【0.6兆円程度】

地方公共団体の事務として義務的  
に行われているもので、廃止して税  
源移譲することにより、地方の裁量  
度を高め自主性を拡大することにつ  
ながるもの

普遍的・経常的に行われる施設整  
備に関する国庫補助負担金【0.6  
兆円程度】

施設整備の必要性や規模、時期及  
びその後の改修・補修の更新を地方  
の判断で計画的に整備することが効  
率的で、廃止して税源移譲すること  
により、地方の裁量度を高め自主性

を拡大することにつながるもの

公共事業等投資的な国庫補助負  
担金（上記）に係るものを除く【0.  
6兆円程度】

廃止し税源移譲することにより、  
全国一律の基準に従って行われる国  
庫補助事業に比べ、移譲された一般  
財源により事業が実施されることに  
なり、地方の自由度が格段に高ま  
る。また、地域の実態に適合し、住  
民の視点に立った事業が展開できる  
と同時に、入札・契約、設計・施工  
など全般にわたり地方の創意工夫を  
生かすことで、より効率的、合理的  
な事業執行が可能となる。

ただし、市町村が公共事業を円滑  
に執行するには、確実な財源措置の  
あり方について、なお検討する必要  
がある。

このため、公共事業等の国庫補助  
負担金は、第1期改革においては、  
都道府県のみが事業主体となってい  
る投資的な事業に係るものを移譲対  
象補助金とする。

義務教育費国庫負担金【0.8兆  
円程度】  
義務教育費国庫負担金は、第2期  
改革までにその全額を廃止し税源移  
譲の対象とした上で、第  
1期改革においては、中学校教職員  
の給与等に係る負担金を移譲対象補  
助金とする。

なお、次の点についても併せて実  
施・検討すべきである。  
・ 国は、義務教育における地方公共  
団体との適切な役割分担を踏まえ、  
その責務を法律上明記するとともに

に、都道府県間において教育費の水  
準に著しい格差が生ずることのない  
よう法令に明記するなどの措置につ  
いても考慮すべきであること。  
・ 地域の実態に即した義務教育の推  
進のため、運営全般について、小中  
学校の設置者である市町村の意向を  
十分に尊重するとともに、市町村の  
義務教育に関する権限と役割の拡大  
を推進すること。  
・ 義務教育等に対する財源確保のた  
め、企業から寄せられる教育・文化  
等に係る寄付金について、非課税措  
置を拡大すること。

(3) 移譲対象補助金としない国庫補  
助負担金（廃止を提案しないもの）

地方財政法第10条の4に規定す  
る国庫委託金、税の代替的性格を有  
するものなど税源移譲になじまない  
もの

国家補償的性格を有するものな  
ど本来国で実施すべきもの、特定地  
域の特別の事情により講じられてい  
るもの

災害復旧のためのもの

社会保障関係の負担金のうち、格  
差なく国による統一的な措置が望ま

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方  
は、ハガキに住所、氏名、職業、電  
話番号をお書きのうえ、全国町村会  
広報部へお申し込みください。年間  
一部千五百円。料金は請求書をお送  
りしてから折返し御送金ください。  
〒100-0001 東京都千代田区  
永田町1-11-35 全国町村会広報部。

れるもの（生活保護、児童扶養手当など）や、制度全般の見直しの中で検討すべきもの（老人医療、国民健康保険、介護保険など）  
 （移譲対象補助金から除外すべき主な国庫補助負担金は、別添「参考」のとおり）

なお、歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講じるべきである。

(4) 税源移譲

税源移譲額及び税目

地方税については、地方公共団体の安定的な財政基盤を確立するため、税源の偏在性が小さく、収収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要があるのである。

このため、税源移譲に当たっては、基幹税による税源移譲を行う必要があるが、今回の平成18年度までの改革においては、個人住民税を10%比例税率化することにより、所得税から住民税へ3兆円程度の税源移譲を実施することが必要である。

また、都道府県と市町村との間の税源配分のあり方については、住民に最も近い行政サービスを担う市町村に十分配慮する必要がある。

納税者負担の調整措置

「三位一体の改革」は、増税を目的とするものではないので、所得税から住民税への税源移譲を行うに当たって、個人住民税所得割の比例税

率化により、住民個人レベルでの所得課税全体で実質的な増税とならないよう、国においては、納税者負担の調整措置を適切に行うべきである。

移譲額の考え方

移譲対象補助金のうち、地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金、普遍的・経常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金及び災害の防止に関わる公共事業や福祉教育に係る国庫補助負担金については、確実に10割の税源移譲を行うべきである。

また、地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金のうち、地方公共団体の裁量により効率的な運営が可能となる事業に係るものについては、8割に相当する額を移譲する。

(5) 国庫補助負担金廃止の前提となる地方交付税による財政措置

地方交付税による財政措置

税源移譲が行われても、移譲額が国庫補助負担金の廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて目に見える形で確実に財源措置がなされることが必要である。

このため、税源移譲と国庫補助負担金の廃止に伴い、地方交付税がどのように増減したかが明確に判断できる措置を講じる必要がある。

離島や過疎等農山漁村の財政基盤の弱い地域への措置

離島や過疎等農山漁村の地域の地方公共団体は、税源が乏しいため財

政基盤が弱く、財源の多くを地方交付税や補助金等に依存しており、その地域特性ゆえの財政需要もある。

一方、こうした地域には、森林資源等が存在しており、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、多面的な機能を有している。これらの利益は長期にわたり国民全体が受けるものであり、この機能を維持するための費用については共同負担すべきものである。

このため、こうした税源の乏しい離島や過疎等農山漁村の地方公共団体においても、安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置が必要である。

また、離島の小規模校の小中学校に係る教職員給与等についても、配慮が必要である。

地域特例への配慮

特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の高上げ相当額を地方財源として移譲し、地方交付税等により、適切に財源措置が講じられる必要がある。

(6) 国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課する国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、これを廃止すべきである。

また、本来、管理主体が負担すべき維持管理費について、直轄事業負

担金として地方公共団体に財政負担させることは極めて不合理であり、早急にこれを廃止すべきである。

（廃止すべき国直轄事業負担金については、別表2のとおり）

(7) 国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化

国庫補助負担金の廃止に伴い、これまで行ってきた補助金の申請、審査、決定といった国・地方を通じた膨大な事務処理が不要となる。これにより、国の負担は大幅に削減され、国の職員の人員削減が可能となるとともに、国は、国としての本来の事務事業である外交、防衛及び安全保障、司法、金融等、国際社会の秩序の形成と国民全体の存立と発展に係わる事務に専念できることとなる。

国は、このようなことを踏まえ、定数削減を含めた国家公務員の配置の見直し、国の事務の抜本的見直しなど国の行財政改革をさらに徹底、推進していく必要がある。

なお、国家公務員の配置の抜本的な見直しを行う場合、政府としてこれに対応した適切な措置を講じるべきである。

今回の改革において8割相当の税源移譲としたものの差額については、地方公共団体の行財政改革による効率化努力によって対応することとしている。

地方公共団体においては、国庫補助負担金の廃止により自己決定と自己責任が拡大することを踏まえて、創意と工夫により一層の行財政の効

活 動

率化、合理化を積極的に進めていく。また、住民の負担に配慮するため、公共事業の見直しやアウトソーシングを含む事務事業の徹底した見直し、職員定数の削減、人件費カットなど、財政健全化のための行財政改革に取り組んでいるが、今後とも、地方財政のスリム化に資するため、地方の自主的な行財政改革をさらに推進する。

4 国による関与・規制の見直し等

平成12年の地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、地方の主体性が一定程度高められたものの、現状では、法定受託事務、自治事務を問わず、法律、政省令、通達・通知などにより、地方公共団体の主体性を制約し、実質的に国が関与している事例が数多く存在している。

また、国庫補助負担金が廃止され、一般財源化された事業についても従来国庫補助負担金の交付条件とされていた必置規制、基準の義務付けが存置され、財政上の自由度がほとんど高まっていない事例が見受けられる。

このような、国による地方自治への関与・規制は、住民の意見や意向が的確に行政に反映されず、地域の実情に合った事業が実施できない

ど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害している。

したがって、地方公共団体の行財政運営に対する自己決定、自己責任の原則を確立するため、「三位一体の改革」を推進する車の両輪として、国庫補助負担金、の改革に併せ、次に掲げる改革を行い、地方の自由度を拡大する必要がある。

(国による関与・規制の具体的事例で改革が必要であるという意見のあった主な事例は、別表3のとおり)

- ・ 必置規制、基準の義務付けの廃止
- ・ 国庫補助負担金の廃止により、一般財源化された事務事業について、必置規制、基準の義務付けを廃止
- ・ 自治事務については、原則として必置規制や処理基準、整備基準などの事務の細則を定めた政省令を廃止。また、これを条例で定めることとするよう、個別法の規定を早急に改正

国の立法に対して地方の意見を反映する仕組みの構築

・ 地方の事務に係る法令の制定等に対し、国と地方の調整システムを構築

・ 地方の役割・権限の拡大

・ 地方が担う方が適切である事務が存在することから、国と地方の役割分担の見直しを実施し、国から地方へ、都道府県から市町村への規模、能力に応じた一層の事務・権限を移譲

・ 特に住民に身近な基礎自治体である市町村の役割・機能を拡充するとともに、市町村に対する都道府県の関与を廃止・縮小

・ 政省令が必要な場合にあっては、

条例が一定の範囲内で政省令に規定された内容の弾力化を図りうる仕組みを創設

おわりに

「三位一体の改革」は、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を移譲し、これに伴い、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税の見直しを、文字どおり「三位一体」で同時に進めていくものである。税源移譲や国庫補助負担金の廃止を積極的に進めることで、国の関与を排し、地方公共団体が主体的に行財政運営を行うことが可能となる。これにより、地方公共団体も国への依存体質から脱却し、全国一律、画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行政の実現に向けて、各地域の創意工夫にあふれた自由なサービス競争を展開することができる。

このように、地方分権の観点から進める「三位一体の改革」は、低コストで住民満足度の高い社会のしくみへの構造改革につながり、ひいては、国・地方を通じた財政再建にも資する、いわば国民のための行財政改革であり、もとより国と地方の財源の奪い合いではない。

今回、わが国社会の変革にもつながる「三位一体の改革」の大きな柱である国庫補助負担金をはじめとする改革案を、地方公共団体の総意として取りまとめることは、地方分権改革のこれまでの流れから見ても画期的なことである。

国においては、地方分権の推進に關する国会決議や地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、この改革案の意義を重く受け止めるべきである。国と地方が対等な立場で、相互の信頼関係に基づき協議を重ねるなかで、改革を確実に実行に移すことが必要であり、このことが、わが国における地方分権型社会の実現への第一歩となる。

地方六団体は、今後の予算編成や税制改正の場において、この改革案が具体的に実施されていくことについて重大な関心を持ち、注視していくとともに、提示した立場として、その推進にできる限りの努力を傾注していく覚悟である。

また、第2期改革に向けた取組みを含め、地方六団体が一致協力して、更なる地方分権の推進を図っていく考えである。

自分の意思どおりに遺産を継承したい。

# 相続、安心。



遺言書作成のお手伝いから  
遺言書の保管、  
遺言の執行まで  
ご意思を確実に実行いたします。

中央三井の遺言信託

詳しくは窓口までお問い合わせください。

中央三井信託銀行 営業企画部 財産管理業務センター  
TEL.03-5232-3331 〒105-8574 東京都港区芝3丁目33番1号 国出第7号

## 別表1

## 「移譲対象補助金」一覧

(平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金)

## 【社会保障】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
医療施設運営費等補助金	19,435
地域医療対策費等補助金	1,237
医療施設等設備整備費補助金	3,451
歯科保健医療事業費補助金	675
疾病予防対策事業費等補助金	6,368
職業転換訓練費負担金	3,056
職業転換訓練費交付金	3,417
在宅福祉事業費補助金（ホームヘルプ事業（身体・知的・精神）分及びショートステイ事業（身体）分を除く）	77,873
身体障害者福祉費補助金（身体障害者デイサービス事業分を除く）	2,773
地方改善事業費補助金	8,118
高齢者福祉推進事業費補助金	70
地方改善施設設備整備費補助金	22
児童保護費等補助金（障害児通園（デイサービス）事業費等分を除く）	50,635
児童福祉事業対策費等補助金	3,118
母子家庭等対策費補助金	2,555
母子保健衛生費補助金	3,069
婦人保護事業費補助金	1,691
生活保護費補助金	8,179
麻薬等対策推進費補助金	108
精神保健対策費補助金（（目細）精神障害者社会復帰施設等運営費等を除く）	1,928
老人保健事業推進費等補助金	2,641
介護保険事業費補助金	7,181
老人医療費適正化推進費補助金	3,503
国民健康保険特別対策費補助金	3,823
国民健康保険広域化等支援事業費等補助金	5,588
児童育成事業費補助金	28,578
身体障害者等福祉対策事業費補助金	1,017
職業能力開発校設備整備費等補助金	5,555
技能向上対策費補助金	1,591
中小企業福祉事業費等補助金	2,092
離職者等職業訓練費交付金	8,815
社会福祉施設等設備整備費補助金	1,841

## 【社会保障】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
児童保護費等負担金（（目細）児童保護措置費負担金）	412,728
麻薬取締員費等交付金	457
保健衛生施設等設備整備費補助金	4,823
保健事業費等負担金（（目細）保健事業費負担金）	29,285
母子保健衛生費負担金（（目細）1歳6か月児健康診査費負担金及び3歳児健康診査費負担金）	1,402
婦人保護事業費負担金	865
身体障害者保護費負担金（身体障害者施設訓練等支援費等分を除く）	1,466
精神保健対策費補助金（精神保健福祉センター特定相談等事業費分）	133
養護老人ホーム等保護費負担金	56,728
保健衛生施設等施設整備費補助金	10,160
社会福祉施設等施設整備費負担金（老人福祉施設（特養）等）	20,537
医療施設等施設整備費補助金	18,091
社会福祉施設等施設整備費補助金（老人福祉施設（老人短期入所施設）等）	109,814

## 【文教・科学振興】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	14,067
高等学校等奨学事業費補助金	4,532
学校教育設備整備費等補助金	2,236
幼稚園就園奨励費補助金	18,087
高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	722
特殊教育就学奨励費補助金	2,005
教員研修事業費等補助金	5,575
私立高等学校等経常費助成費補助金	99,732
地方スポーツ振興費補助金	1,419
地震関係基礎調査交付金	780
特殊教育就学奨励費負担金	4,035
公立学校施設整備費負担金	79,558

## 活 動

## 【文教・科学振興】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
公立学校等施設整備費補助金（学校校舎等に係る通常の改築、改修）	62,227
地域先導科学技術基盤施設整備費補助金	400
義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金（中学校教職員分）	850,400

## 【公共事業】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
公営住宅家賃対策等補助	139,123
特定賃貸住宅建設融資利子補給補助	921
公営住宅建設等指導監督交付金	852
住宅地区改良指導監督交付金	101
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金	83
下水道緊急整備事業助成補助	1,268
公営住宅建設費等補助	152,831
廃棄物処理施設整備費補助	116,727
経営体育成基盤整備事業費補助	89,464
農道整備事業費補助	48,109
治山事業費補助	51,222
水土保全林整備治山事業費補助	29,412
国有林野内治山事業費補助	521
地すべり防止事業費補助	7,629
共生保安林整備事業費補助	7,055
河川改修費補助	54,915
統合河川整備事業費補助	16,728
堰堤改良費補助	3,560
砂防事業費補助	66,307
地すべり対策事業費補助	10,899
急傾斜地崩壊対策事業費補助	35,484
河川修繕費補助	2,103
ダム周辺環境整備事業費補助	273
堰堤修繕費補助	437
砂防設備修繕費補助	198
砂防基礎調査費補助	2,535
雪崩対策事業費補助	1,527
急傾斜地基礎調査費補助	497
流域総合下水道計画調査費補助	59

## 【公共事業】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
下水道事業費補助（流域下水道分）	105,079
海岸環境整備事業費補助（海域浄化対策事業費補助分）	144
都市河川改修費補助（都市河川改修事業及び総合治水対策特定河川事業分）	49,097
自然公園等整備費補助	4,473

## 【その他】

(単位：百万円)

国庫補助負担金名	平成16年度 国予算額
民間資金等活用事業調査費補助金	135
交通事故相談所交付金	167
生活情報体制整備等交付金	791
地方選挙電磁的記録式投票補助金	183
地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	2,471
情報通信システム整備促進費補助金	366
消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）	6,476
医療関係者養成確保対策費等補助金	8,670
地域診療情報連携推進費補助金	203
農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	7,490
モデル事業農村振興対策地方公共団体事業推進費補助金	200
農地保有合理化促進対策費補助金	5,032
農業近代化資金利子補給等補助金	3,547
米需給調整総合対策事業推進費補助金（数量調整円滑化推進事業以外）	1,159
協同農業普及事業交付金	23,429
農業委員会交付金	10,805
林業普及指導事業交付金	3,384
水産業改良普及事業交付金	593
農業経営対策事業推進費補助金（都道府県農業会議運営事務費以外）	3,111
総合食料対策地方公共団体事業推進費補助金	2,778
農業生産振興地方公共団体事業推進費補助金	1,210
農村振興対策事業推進費補助金（（目細）火山活動周辺地域防災営農対策事業費補助金分を除く）	78